

第3編

基本計画

第1章

施策・事業の展開

基本方針Ⅰ 林業の競争力強化

産業構造改革による高コスト体質からの脱却と、木材流通・加工体制の基盤強化により、林業産出額を増加させ、産業としての自立を実現します。



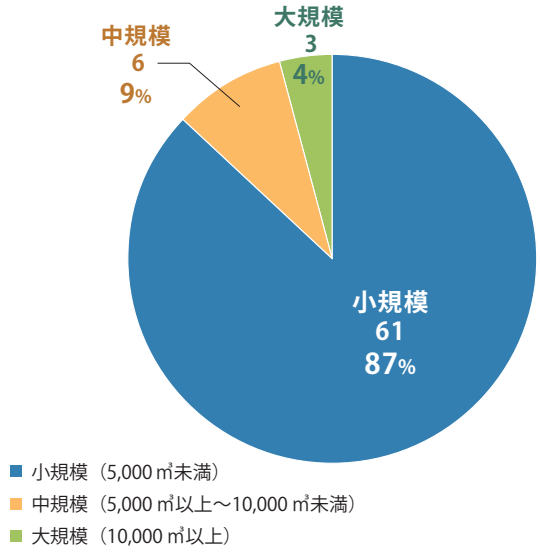
1 木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大 施策の柱1

(1) 木材流通・加工構造の改革

現状と課題

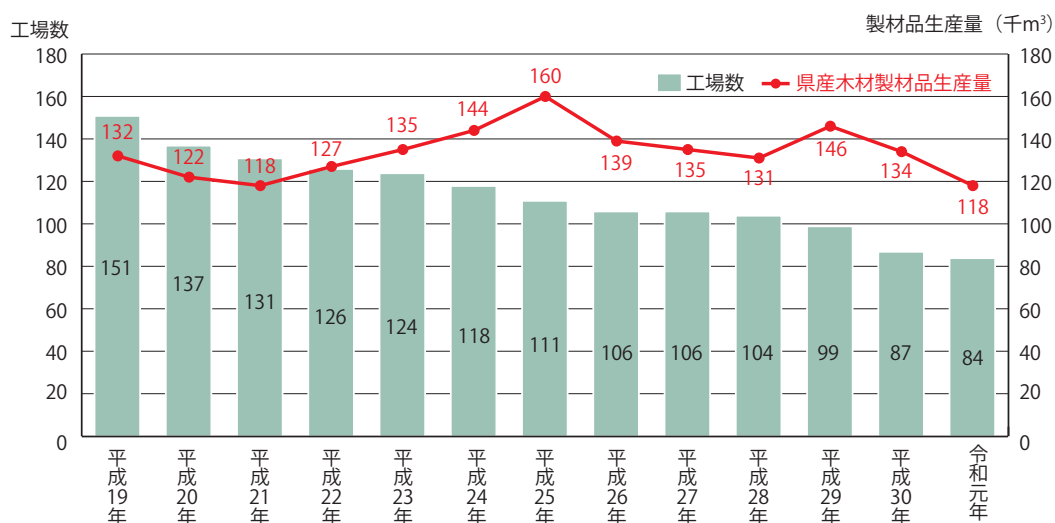
- ◆ 本県の製材工場は、昭和48年の580工場を境に減少に転じ、令和元年には84工場まで減少し、今後も減少が見込まれます。また、年間原木消費量が5,000m³未満の小規模工場が約9割を占めており、加工体制は脆弱です。(図3-1-1-1、図3-1-1-2)
- ◆ 県産木材製材品生産量は、2014年(平成26年)から2018年(平成30年)までの5年間は13万m³から14万m³台で推移していましたが、2019年(令和元年)は11万8千m³に落ち込みました。(図3-1-1-2)

図3-1-1-1 県内製材工場数の原木消費量別内訳(令和元年年次)



出典：群馬県林業振興課業務資料
 ※製材工場数は、建築用材、土木建設用材、梱包用材、家具建具用材を生産している工場(チップ工場を除く)

図3-1-1-2 県内製材工場数及び県産木材製材品生産量の推移



出典：群馬県林業振興課業務資料

◆ 近年の住宅需要の大部分は集成材が占めるようになってきていますが、県内には大規模な構造用集成材工場がなく、多くは外材製品により供給されています。

◆ 木材の流通については、従来、原木市場*における市売りが主な取引形態でしたが、流通の合理化を推進するため、平成30年度から原木市場がコーディネーターとなり、生産者と製材工場が締結する安定供給協定に基づく直送販売の取組に対して支援しています。

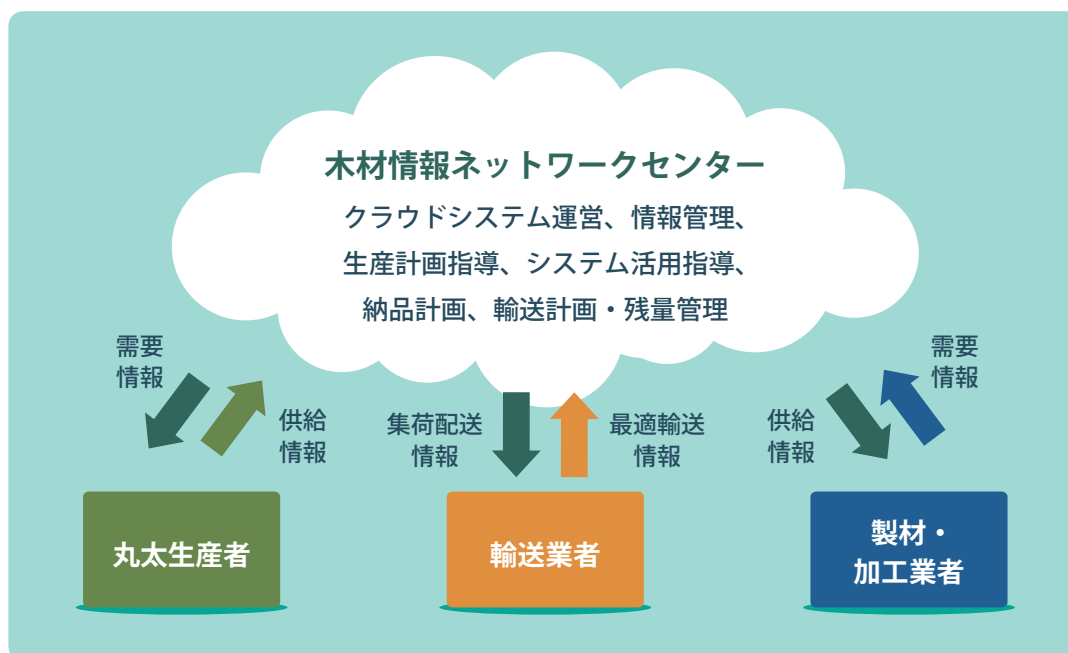


令和元年度に整備された桐生木材ヤード

◆ 平成28年度から平成30年度までスマート林業構築コンソーシアムとして、産学官が連携し、素材の生産管理や需要に応じた生産を行うため、ICTを活用した木材需給マッチングシステムの構築に取り組みました。(図3-1-1-3)

◆ 民有林と国有林が連携したシステム販売*による木材販売が行われています。

図3-1-1-3 木材需給マッチングシステムのイメージ



将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆ 大手ハウスメーカーとの連携により、県産集成材が安定的に供給されています。
- ◆ 製材工場の連携や統廃合、規模拡大等による製材・加工体制の再編により、多様な県産木材製材品が生産されています。
- ◆ 県産木材製材品の県内生産量が増え、木材産業産出額^{*}が増加します。
- ◆ 木材需給マッチングシステムの構築により、多様な木材需要に応じて安定的に木材が供給され、県産木材のシェアが拡大しています。
- ◆ 各地域の特性に即した県産木材加工・流通拠点が整備されることにより、生産された木材を効率的に集荷・加工する体制が構築され、A材からC材^{**}までの有効活用が図られています。
- ◆ 工場ごとの強みを活かした製材品の生産、流通により、県内生産量が増加しています。
- ◆ 製材工場の加工能力を高める設備の導入、更新が進み、競争力のある県産木材製品が生産されます。また、集成材等の加工施設が整備され、高次加工製品の県内生産体制が整っています。
- ◆ 森林資源状況に見合った持続的な資源活用が実現し、林業・木材産業は、自立した成長を続け、その生産規模が拡大しています。
- ◆ SDGsの理念に則し、適正な違法伐採対策により、県内で流通及び利用されている全ての木材・木製品の合法性、持続可能性が証明されたものとなっています。

取組の方向性

- ◆ 大手ハウスメーカーとの連携により、集成材等の販路を確保するとともに、集成材工場等を誘致することにより、県産木材による集成材の生産体制を整備します。
- ◆ それぞれの製材工場の強みを活かした加工体制の強化と新たな販路の拡大により、県産木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築します。
- ◆ 素材生産から製品販売までを通じた効率化を図り、需要者ニーズに応じて原木を安定的に供給するため、木材の需給マッチングシステムを構築します。
- ◆ ツーバイフォー工法^{*}による住宅における外材から県産木材への転換を促進します。
- ◆ 合法性、持続可能性が証明された木材・木製品（合法木材）を利用することの重要性について木材関係事業者や県民等に向けて普及啓発し、合法木材のより一層の流通及び利用促進を図ります。

具体的施策《重点取組》

（製材工場の加工体制の強化）

- ◆ 製材工場の規模・製材品目に応じた加工体制の強化による生産拡大を図ります。
- ◆ 非住宅建築物の木造化を進める上で、品質・強度の明確なJAS製材品の供給体制の強化に取り組みます。
- ◆ 今後増加が見込まれる大径木に対応した製材工場の整備を推進します。
- ◆ ぐんま優良木材品質認証センター^{*}の機能強化による木材製品の品質及び性能の確保により、優良な木材製品の安定供給を図ります。

（新規工場の誘致）

- ◆ 集成材や合板、ボード等の新規工場の誘致を図ります。

（県産材センターの機能強化）

- ◆ 県産材センターの機能強化による製材用木材需要の拡大を図ります。

（低質材の安定供給体制の整備）

- ◆ 製紙用チップ、燃料用チップ等の低質材の安定供給体制の整備を推進します。

(流通システムの整備)

- ◆ 安定的に原材料を確保するため、ICTを活用した木材需給マッチングシステムを構築します。

(協定に基づく直送販売)

- ◆ 流通の効率化を図るため、原木安定供給協定に基づく直送販売の取組を拡大するとともに、作業路網や生産量に応じた山土場^{*}の整備を推進します。
- ◆ 直送販売による流通のコスト縮減と安定化のため、伐採現場と中間土場^{*}を30分以内で結べるよう、中間土場の整備を推進するほか、県外製材工場への原木の販路拡大に取り組みます。

(国有林との連携による木材販売)

- ◆ 民国連携による林産物の安定供給システム協定の締結を推進し、安定的な需要先の確保に取り組みます。